

事業用クリーンエネルギー自動車等導入支援事業実施要領

令和4年7月28日策定

令和5年1月6日改正

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で市内事業者の売上低迷が長期化する中、ガソリン価格の高騰で更に事業環境が悪化した中小企業者等に向け、経費を圧縮しつつ経営体力を温存し、事業環境の回復を見据えた先行設備投資を促すことを目的として、クリーンエネルギー自動車等への買い替え等を支援するもの。

2 用語の定義

事業用クリーンエネルギー自動車等導入支援事業実施要領（以下、「要領」という。）において、用語の定義は次のとおりとする。

(1) クリーンエネルギー自動車等

次のアからカまでのいずれかに該当する4輪以上の自動車をいう。

ア 燃料電池自動車（FCV）

搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下、「自動車検査証」という。）

の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、当該自動車に係る自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているもの

イ 電気自動車（EV）

搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもの

ウ プラグインハイブリッド自動車（PHEV）

電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド車であることが記載されているもの

エ ハイブリッド自動車（HV）

内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの

オ LPガス自動車

内燃機関に液化石油ガスを用いる検査済自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料がLPGであることが記載されているもの

カ クリーンディーゼル自動車

内燃機関に軽油を用いる検査済自動車であって、道路運送車両法第 41 条の規定によって平成 21 年 10 月 1 日以降（車両総重量が 1.7 トンより大きく 2.5 トン以下のもの及び車両総重量が 3.5 トンより大きく 12 トン以下のもののうち、乗車定員 10 人以下の乗用自動車を除くもの）にあつては、平成 22 年 10 月 1 日以降）に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車

(2) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる者をいう。

(3) みなし大企業

次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有しているもの

イ 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有しているもの

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めているもの

(4) 代理事業者

日本標準産業分類（平成 26 年 4 月 1 日施行。以下、「日本標準産業分類」という。）における細分類 5911 に規定する自動車（新車）小売業（以下、「新車小売業」という。）又は 5912 に規定する中古自動車小売業（以下、「中古車小売業」という。）を主たる業務とし、クリーンエネルギー自動車等の注文、車両納車等を行う高知市内に本社又は営業所を置く法人格を有する者であつて、中小企業者を代理して本事業に係る申請書等を提出することができる事業者をいう。

3 申請者の要件

次の各号に定める要件を全て満たす者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に定める一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可を受けて事業を行う一人 1 車制個人タクシー事業者にあつては、次の(2)～(8)に定める要件を全て満たす者）（以下、「申請者」という。）とする。

(1) みなし大企業でない法人格を有する中小企業者であること。

(2) 高知市に本社又は主たる事業所を有する事業者であること。

(3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第 4 条各号いずれにも該当していないこと。

(4) 性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。

(5) 政治、宗教、経済、文化等の団体や組織でないこと。

(6) 日本標準産業分類における細分類 5421 に規定する自動車卸売業（ただし、二輪自動車卸売業、スクーター卸売業は除く）、新車小売業又は中古車小売業を営む

者ではないこと。

- (7) 本事業を申請するにあたり、申請する事業に関して、高知市が実施する他の公的補助制度の交付申請をしていないこと。
- (8) 市税を滞納していないこと。

4 支給対象事業の要件

申請者が行う以下の要件全てを満たす事業で、審査の結果適当と認める事業とする。

- (1) 自らの事業に使用する目的で、代理事業者を通じて次のアからクまでの全ての要件を満たしたクリーンエネルギー自動車等を購入する事業。

ア 令和4年4月1日から令和6年1月31日の間に初度登録された新車、又は事業認定申請書受理日時時点で初度登録から5年以内に登録された中古車であること。

イ 申請車両は、支援申請書兼請求書受理日までに代理事業者への代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続きが完了(※)していること。

※「全額支払いの手続きが完了」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払い方式を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。

ウ リース及びサブスクリプション等、自動車検査証の所有者が申請者名義でない第三者で、契約期間の終了と共に車両を返却する支払い方式で契約した自動車でないこと。

エ 当該自動車の自動車検査証の自動車登録番号が「高知」であること。

オ 当該自動車の自動車検査証の使用欄に申請者名が記載されていること。

カ 当該自動車の自動車検査証の使用者の住所が高知市であること。

キ 当該自動車の自動車検査証に使用の本拠として高知市内が記載されていること。

ク 高知市内に保管場所を有すること。

- (2) 申請時点において、支給対象となる自動車とは別に、既に1台以上の社有車を保有していること。
- (3) 事業の適正な執行を確保すべく必要な範囲において、市長から書類の提出若しくは報告を求められ、又は当該自動車の保有等に関する調査等を求められた場合に、協力すること。
- (4) 車両登録月の翌月から1か月間の消費燃料削減等に係る事業効果測定に協力すること。

5 その他の要件

- (1) 本支援費への申請台数は、1事業者につき5台までとする。また、複数の中小企業者について、代表者又は所在地が同一の場合は、いずれか一の中小企業者に

ついでのみ、申請できるものとする。

- (2) 申請車両が、支援対象となる原動機と使用燃料を併せて有している場合、支援額の高い方を適用する。

6 申請手続き等

- (1) 申請者は、所定の事業認定申請書に関係書類を添えて市長に申請すること。なお、申請期間は令和4年9月20日から令和5年12月28日の間とする。
- (2) 事業認定申請について、市長は内容を精査し、その結果を書面で通知する。また、事業の認定にあたり必要な条件を付することがある。
- (3) 認定を受けた申請者（以下、「認定事業者」という。）は、申請車両の登録後速やかに所定の支援申請書兼請求書に関係書類を添えて市長に提出すること。なお、申請期間は令和4年9月20日から令和6年2月15日の間とする。
- (4) 認定事業者は、認定を受けた計画の内容を変更し、若しくは廃止しようとするときはあらかじめ所定の認定計画変更等承認申請書に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。
- (5) (1)の規定に関わらず、申請車両の登録日が申請受付開始日以前である場合は、事業認定手続きを省略することができる。
- (6) 認定事業者が次のアからオのいずれかに該当したときは、認定計画の認定の全部又は一部の認定を取消す。
 - ア 偽りその他不正の手段により申請したとき。
 - イ 認定計画に従って事業を実施しないとき。
 - ウ 事業を中止又は廃止したとき。
 - エ この他、要領に従わないとき。
 - オ 支援対象事業の要件に合致しないとき。
- (7) 認定事業者が偽り、その他不正の手段により支援費を受けたことが明らかになったときは、支援費の返還を求めるものとする。

7 処分の制限

- (1) 申請者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに支援の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 処分制限期間内に当該クリーンエネルギー自動車等を処分しようとするときは、市長に申請し、その承認を受けること。また市長は、処分を承認するときは、申請者に対し相応する額の返還を命じることができる。ただし、申請者の責によらない事由により処分する場合や、その他市長が特に認めたときは9、この限りでない。

8 支援費の対象等

支援対象及び支援費額は、普通乗用車等にあつては別表 1、軽乗用車にあつては別表 2 に定めるとおりとする。ただし、車両本体価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）が別表 1 及び 2 に定める支援費額を下回る場合、当該車両本体価格から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額を支援費額とする。

別表1（普通乗用車，小型乗用車，普通トラック，小型トラック，ライトバン，ダンプカー，トレーラー，バス，タンクローリー等）

支援対象	支援費額	
	新車	中古車
燃料電池自動車（FCV）	1,900 千円/台	900 千円/台
電気自動車（EV）	600 千円/台	300 千円/台
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	400 千円/台	200 千円/台
ハイブリッド自動車（HV）	200 千円/台	100 千円/台
LPガス自動車	200 千円/台	100 千円/台
クリーンディーゼル自動車	100 千円/台	50 千円/台

別表2（軽乗用車）

支援対象	支援費額	
	新車	中古車
電気自動車（EV）	400 千円/台	200 千円/台
ハイブリッド自動車（HV）	100 千円/台	50 千円/台